資料４【第１号事業】

令和８年度　弘前市介護サービス事業者等集団指導

【第１号事業】

令和８年５月

弘前市福祉部福祉総務課指導監査係
介護福祉課自立・包括支援係

3　令和７年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

（１）虐待の防止
（２）業務継続計画
（３）衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）
（４）サービスの具体的取扱方針
　　① 利用者の日常生活全般の状況の的確な把握
　　②訪問型サービス計画・通所型サービス計画の説明・同意・交付
　　③モニタリング
（５）従業者の員数

【通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス】
（６）サービスの提供の記録

主な指摘事項について

（１）虐待の防止

（２）業務継続計画

（３）衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）

資料３を確認のこと

主な指摘事項について

（４）サービスの具体的取扱方針

①利用者の日常生活全般の状況の的確な把握

イ　医師等からの情報伝達

ロ　意見聴取（サービス担当者会議の開催等）

- 日時
- 開催場所
- 参加者
- 検討内容

事業所として把握していることがわかるようにすること。

主な指摘事項について

（４）サービスの具体的取扱方針

②訪問型サービス計画・通所型サービス計画

イ　説明・同意・交付

ロ　サービス計画に記載

（a）目標

（b）目標達成のための具体的なサービスの内容

（c）サービスの提供を行う期間

主な指摘事項について

（４）サービスの具体的取扱方針

③モニタリング

目標達成のための具体的なサービスの内容の実施状況の把握と記録

サービス計画期間内の目標の達成度

↓

介護予防支援事業者等への報告

・報告先

・報告日

モニタリングの内容が記載されていない場合は、モニタリングを実施していることにはならないので、ご注意ください。

主な指摘事項について

（５）従業者の員数

【訪問介護相当サービス・生活支援サービス】

・利用者数に係るサービス提供責任者等の配置

・資格要件

主な指摘事項について

（５）従業者の員数

【通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス】

・特定の職種についての記載（発令、労働条件通知書、組織図並びに勤務形態一覧表等）
・実際に勤務している職種（労働条件通知書や発令に記載の職種と相違）
・生活相談員等の配置や兼務状況
・サービス提供時間を通した生活相談員の配置
・同一事業所内での兼務や他事業所との兼務

主な指摘事項について

【通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス】

（６）サービスの提供の記録

・サービス提供日とサービス提供時間

・サービス提供時間を確認するための資料
（利用者ごとの施設発着時間を記載した送迎記録等）

・サービス内容

主な指摘事項

総合事業に係る費用返還

【生活支援サービス】
・特定地域加算

【通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス】
・定員超過利用
・人員基準欠如

第１号事業

一部要綱の改定について

①弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱
②弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
③弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

- 掲載場所

弘前市ホームページ
ホーム＞健康と福祉＞福祉・介護＞
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

第１号事業

一部要綱の改定について

①弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱

【変更点】指定申請の提出締切日の変更

・事業者の新規指定　※原則１日付。

〈従　　前〉開始する２か月前まで

〈改正後〉開始する１か月前まで

〈例〉令和８年７月１日から新規開設の場合、５月２９日（金）までに提出

・事業者の更新指定

〈従　　前〉指定有効期間の満了の日の３か月前まで

〈改正後〉指定有効期間の満了の日の２か月前まで

※いずれも営業日

〈例〉指定有効期間が令和８年７月３１日で期間満了の場合、５月２９日（金）までに提出

第１号事業

訪問型サービス
同一建物減算について

令和６年度の報酬改定で新設された「同一建物敷地内建物等の割合が90％以上の場合、１２％減算」については、判定期間の前期・後期ごとに判定が必要です。

HP掲載の「別紙10　訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」で判定をしてください。

前期・後期で**変更がなかった場合**は**提出不要**です。

第１号事業

通所型サービス

サービス提供時間について

〇通所介護相当サービス（介助あり）

　概ね３時間以上（弘前市介護予防・日常生活支援総合事業Ｑ＆Ａに記載）と記載していますが、「概ね」という表現が一般的に８割～９割以上と基準が曖昧であることから、令和７年度から**原則３時間以上**としています。

〇生きがい型デイサービス　　２時間以上

サービス提供時間を
遵守してください。

総合事業は、利用者側のやむを得ない事情による短時間のサービス提供に関する規定や算定できる単位コードがない。
短時間のサービス提供をし、請求した場合は返還対象となります。

第１号事業

介護職員等処遇改善加算計画書・実績報告書の提出

弘前市で介護職員等処遇改善加算を算定する場合、
弘前市へも計画書の提出が必要です。
また、翌年度実績報告書の提出が必要です。

★差し戻しの主な理由★
①提出前に確認の欄に「×」がある
②加算の届出を出しているが計画書に記載がない
③総合事業の指定権者欄が「青森県」になっている
④単価の入力がなく、見込額に反映されていない

計画書を提出した後、
「休止・廃止になった場合」
「利用者がいなく実績がなかった場合」
も実績報告書の提出が必要です。

第１号事業

介護職員等処遇改善加算

【忘れずに加算の届出を提出してください。】

令和８年６月から加算変更がある場合、
計画書のほかに、加算の変更届出の手続きが必要です。
【提出締切：令和８年６月１５日】

（別紙５０）　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

（別紙１－４）　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

－　掲載場所

弘前市ホームページ
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

第１号事業

介護職員等処遇改善加算の請求について

令和８年度介護報酬改定により、**令和８年６月から、**
介護職員等処遇改善加算の拡充が行われます。
令和８年６月以降のサービスに関しては
新しいサービスコードで請求してください。

新しいサービスコードは令和８年６月中に**市ホームページ**へ掲載します。

- 掲載場所

弘前市ホームページ
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

第１号訪問事業

訪問介護相当サービス及び生活支援サービス　単位数

サービス内容	単位数	
介護職員等処遇改善加算	（１）処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の270/1000加算
	（２）処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の287/1000加算
	（３）処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の249/1000加算
	（４）処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の266/1000加算
	（５）処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の207/1000加算
	（６）処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の170/1000加算

第１号通所事業

通所介護相当サービス及び生きがい型デイサービス　単位数

サービス内容	単位数	
介護職員等処遇改善加算（利用定員が１９名以上の場合）	（１）処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の111/1000加算
	（２）処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の120/1000加算
	（３）処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の109/1000加算
	（４）処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の118/1000加算
	（５）処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の99/1000加算
	（６）処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の83/1000加算

第１号通所事業

通所介護相当サービス及び生きがい型デイサービス　単位数

サービス内容	単位数	
介護職員等処遇改善加算（利用定員が１９名未満の場合）	（１）処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の117/1000加算
	（２）処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の127/1000加算
	（３）処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の115/1000加算
	（４）処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の125/1000加算
	（５）処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の105/1000加算
	（６）処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の89/1000加算

第１号通所事業

令和８年６月より介護予防ケアマネジメントも介護職員等処遇改善加算の取得が可能となりました。

介護予防ケアマネジメントの単位数は以下の通りになります。

サービス内容	単位数	
ケアマネジメントA	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の21/1000加算
ケアマネジメントB		
ケアマネジメントC		

第１号事業

訪問相当、通所相当サービスの請求について

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用に関する資料を市ホームページへ掲載しました。

資料を参照し、基準に沿った算定を行ってください。

- 掲載場所

弘前市ホームページ

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」

https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

第１号事業

生活支援ｻｰﾋﾞｽ、生きがい型ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの請求について

利用者の負担割合（1割～3割）によって、使用するコードが異なります。
利用者毎にコードをご確認ください。

処遇改善加算等については、基本報酬や初回加算、特定地域加算それぞれの項目に対する処遇改善加算等のコードがあります。

処遇改善加算等についてもコードを毎月ご確認ください。

－　掲載場所

弘前市ホームページ
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

第１号事業

市からのおしらせ等について

市ホームページにてお知らせします。
特に年度末は国からの通知等により、変更や提出締切等重要な情報を掲載します。
以下の掲載場所を定期的にご確認ください。

- **掲載場所**

弘前市ホームページ
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業者向けのお知らせ」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/sougouzigyou-zigyousyamuke-osirase.html

視聴後の回答期限

回答期限

令和８年５月18日（月）
～６月５日（金）

該当するサービスの資料をすべて視聴してから、
「受講状況の回答について」に従って、回答をお願いします。